

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく
石井町特定事業主行動計画

令和7年3月31日

石 井 町 長
石 井 町 議 会 議 長
石 井 町 教 育 委 員 会
石井町選挙管理委員会
石井町代表監査委員
石 井 町 農 業 委 員 会

1. 沿革・目的

女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成27年9月に成立しました。

法では国の各府省や地方公共団体等は「特定事業主」として、自らの女性職員の職業生活における活躍の推進のための計画（特定事業主行動計画）を策定することとされています。

石井町でも組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「石井町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を平成28年度から令和2年度、令和3年度から令和6年度まで策定し、その計画を実施してきました。

そして今回、前計画の計画期間終了に伴い、これまでの計画及び取組等を踏まえて見直し、時限立法である法の期限である令和7年度に取り組む計画として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく石井町特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）」を策定し、一層の女性職員の活躍推進と環境の整備に努めようとするものです。

2. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度の1年間とします。

3. 計画の推進体制

本計画の策定、変更及び各取組の達成状況の点検等は、各課等から選出した者を構成員とした「特定事業主行動計画策定等検討委員会」において行うこととします。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令第2条及び第4条に基づき、本町における女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。

これらの分析結果と、これまでの計画で定めた目標に対する進捗状況を踏まえて、本町の女性職員の職業生活における活躍を推進するため、次のとおり目標を設定します。

令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合が、47%以上となることを目標とします。
--

令和7年度までに、本庁係長相当職以上の女性職員の割合が、56%以上となることを目標とします。
--

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取り組み

4. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

- ・やる気と能力のある女性職員を適切に本庁係長相当職以上のポストに登用し、能力実証に基づく管理職への登用を推進します。
- ・職員の能力を育成するとともに、その資質を向上させるため、適材適所の人事配置を実施することにより、引き続き性別に関わらず多様な職務に従事する機会を付与します。
- ・女性職員にとって「出産・子育て」といったライフイベントが、登用の阻害にならないよう、個々の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成します。
- ・子育てや介護中の職員の時間外勤務の縮減や休暇の取得促進を徹底させ、更なる職場の意識改革、業務改善を推進します。